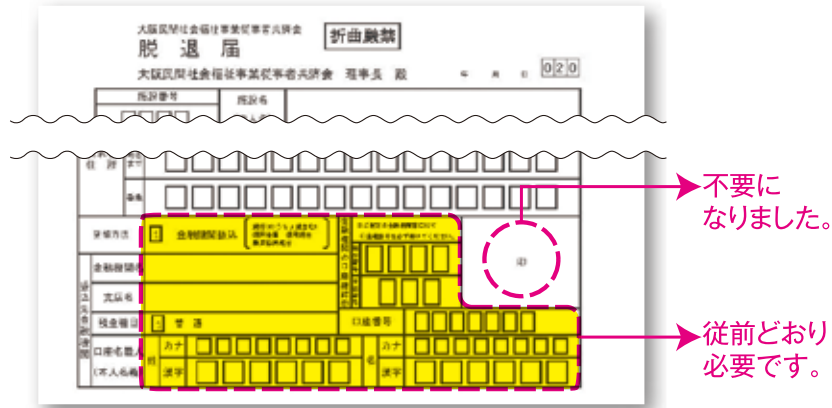


「O20 脱退届兼給付請求書」の作成について（お願い）

振込先金融機関欄のご記入について、口座確認印が不要になったために、「銀行番号」・「支店番号」及び「口座番号」も未記入のままご提出される事が多くなりました。「銀行番号」・「支店番号」及び「口座番号」は今まで通り、ご記入が必要ですのでご注意ください。（図の黄色い部分もご記入が必要です）

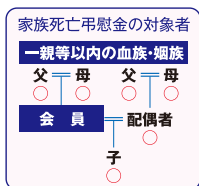


一般給付金の請求について

共済会では、下記の事由が生じた場合、各給付金を支給しております。請求に当たっては、所定の請求書に添付書類を添えて速やかに手続きをお取りください。なお、請求権は各事由が発生してから1年で無効となりますのでお気を付けください。

- ※お手続きについては、所属施設にご確認ください。
- ※給付については、各月ごと末締で翌月中旬頃の給付となります。
- ※給付日については、所属施設長宛に中旬頃に決定通知書を送付しますので所属施設長にご確認ください。
- ※一般給付金請求時の添付書類は全て写し（コピー）で結構です。
- ※今年度お子様が小・中・高校生になられた会員様で、入学祝金請求がまだの方は速やかにご請求ください。なお、入学祝金の事由発生日は、4月1日です。

種 別	給付金	添付書類（コピー可）
結 婚 祝 金	3 万円	・婚姻届受理証明書等
出 産 祝 金	5 万円	・母子手帳の出生届出済証明のページ ・休職中であってもお子様が1歳になるまでにご請求ください。
傷病見舞金	継続して14日以上欠勤したとき	1 万円
	継続して30日以上欠勤したとき	2 万円
	継続して60日以上欠勤したとき	3 万円
	継続して90日以上欠勤したとき	4 万円
	継続して120日以上欠勤したとき	5 万円
	継続して180日以上欠勤したとき	7 万円
死亡弔慰金	本人	10 万円
	配偶者	10 万円
	父・母（配偶者の父・母）・子	5 万円
	妊娠22週以上で死産の場合	3 万円
災害見舞金	一部焼損・一部損壊	1 万円
	半焼・半壊	5 万円
	全焼・全壊	10 万円
入学祝金	子が小学校に入学したとき	1 万円
	子が中学校に入学したとき	2 万円
	子が高等学校に入学したとき	3 万円



（注）本人・配偶者がともに共済会会員の場合結婚・出産・入学の各祝金及び災害見舞金・死亡弔慰金については、本人と配偶者のどちらも請求ができません。請求書はそれぞれ分けて作成のうえ、ご請求ください。